

太宰府市環境審議会規則

平成 3 年 5 月 30 日

規則第 23 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、太宰府市附属機関設置に関する条例（昭和 60 年条例第 17 号）

第 2 条の規定に基づき、太宰府市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、市長に答申するものとする。

- (1) 太宰府市環境基本条例（平成 13 年条例第 3 号。以下「条例」という。）第 8 条に規定する環境基本計画の策定に関すること。
- (2) 条例第 11 条に規定する年次報告書に関すること。
- (3) 条例第 14 条に規定する侵害行為中止命令に関すること。
- (4) その他良好な環境の保全及び創造に係る基本的事項に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、10 人 以内 の委員をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者 4 人 以内
- (2) 関係行政機関の職員 1 人 以内
- (3) 市民 2 人 以内
- (4) 事業所代表 1 人 以内
- (5) 関係団体の代表 2 人 以内

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人置き委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会議を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、

その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市民生活部環境課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。